

京成電鉄株式会社に対する業務監査の実施結果

項 目	主な取組み状況等	所 見	所見に対する回答
<p>○ 地震などの大規模災害時における旅客の避難誘導・帰宅困難者対応に関する事項</p> <p>(1) 地震などの大規模災害時における対応体制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京成電鉄株式会社（以下「京成電鉄」という。）では、地震などの大規模災害発生時における会社全体の対応として災害対策規則を、鉄道本部における対応として鉄道本部災害対策規則等を策定している。 災害対策規則においては、災害が大規模かつ複数の部門に発生したとき、または発生する恐れがあると判断したとき、鉄道沿線の区市町において震度6以上の大地震が発生したときなどの場合において、社長は災害対策総本部を設置し、災害対策総本部長となることとしている。 ・ また、鉄道本部災害対策規則においては、災害・重大事故発生等またはその恐れがあるときなどの場合において、鉄道本部長を本部長とする災害対策本部を設置することとしている。災害対策本部 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後とも、利用者の安全確保の観点から、万全な態勢を整えるべく取り組んでいくことが期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、地震などの大規模災害時において旅客の安全確保が最優先であることを認識し、最善の努力をまいります。

においては、利用者の応急救護、線路等各施設の復旧、列車運転の復旧等の業務を行うこととしている。また、災害の程度に応じた動員体制を定め、地震等災害発生時において、動員対象者は予め指示された場所・最寄駅等に出動し、所属長の指示を受けて、負傷者救護、旅客の避難誘導、帰宅困難者対応、設備点検等を行うこととしている。

- ・ 利用者の避難誘導に関しては、各駅で避難誘導経路図・一時滞在施設等への案内図を作成し、要請があった際は配布している。また、利用者に対する運行状況の案内に関しては、案内表示器や駅構内放送、ホームページ等により運転状況や振替輸送等に関する情報を提供している。
- ・ 平成24年度における避難誘導訓練については、京成電鉄で計28回実施したほか、自治体、警察、消防等と連携した合同訓練を6回実施している。また、平成25年度においては、京成上野駅、京成船橋駅等の主管駅23駅において、避難誘導経路、一時滞在施設の場所まで徒歩で確認するなどの教育実施している。

<p>(2) 東北地方太平洋沖地震の発生時における対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年3月11日14時46分に東北地方太平洋沖地震が発生したが、地震発生時において、沿線全ての地震計において、震度5以上であったため、緊急停止を指示する自動放送により全線で列車が停止した。その後、京成電鉄では、鉄道災害対策本部を設置し、利用者の安全確保、施設の点検等を行った。 ・ 具体的には、地震発生時に運転していた列車57本のうち、21本が駅間に停止し、安全を確認した上で、その場で旅客を降車させ最寄駅まで徒歩による避難誘導を行った。 駅においては、利用者を広域避難場所等に避難誘導するとともに、駅構内の巡回、駅務機器等の点検を実施した。 ・ 運転再開については、各路線において徒歩点検を実施したところ、京成本線ユーカリが丘～臼井間で法面沈下（液状化）等の被害があったため、復旧見込み等の状況を考慮し、当日中の営業運転中止を決定し、翌日6時20分から応急復旧・安全確認が終了した区間より順次運転を再開した。 		
---------------------------------	--	--	--

(3) 東北地方太平洋
沖地震発生時の
対応を踏まえた
改善策

- ・ 京成電鉄においては、上記対応により、利用者の安全確保等を図ったところであるが、その後の社内における検証の結果、帰宅困難者への対応、利用者への運行情報の提供等の課題が明らかになり、今後の大規模災害等に対応するため以下の対策を講じているところである。
 - ・ 利用者の安全確保を最優先に考え、各駅毎に作成している「異常時対応マニュアル」に、帰宅困難者の対応として、一時滞在施設等への案内・誘導、備蓄品の配布等を盛り込んだ。
 - ・ 駅構内における一時待機場所については、主要駅において一時待機スペースを検証し、まとまったスペースが確保できる京成上野駅、押上駅、京成船橋駅、京成千葉駅の4駅において、合計で約850人分のスペースを確保した。
 - ・ 飲料水等の備蓄品については、駅の利用者数を考慮して、平成25年度末までに、全駅で約9千人分の飲料水・非常食・防寒ブランケット、約3千人分の簡易トイレを配備することとしている。これらの配備駅には、駅施設が狭隘なため、一時待機スペースの確保が困難な駅もあるが、こうした駅に

- ・ 左のとおり、京成電鉄においては、駅における一時待機場所の確保、飲料水等の備蓄品の配備、情報提供の充実など様々な改善策を講じているところである。
 - ・ また、平成24年9月10日、内閣府及び東京都が共催し、総務省、国土交通省、首都圏の地方自治体や放送・通信・輸送等関連事業者が参加する「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」において最終報告がとりまとめられ、大規模災害時における帰宅困難者発生により生じる社会的混乱を防止するため、
 - ・ 「大規模な集客施設及び駅等における利用者保護ガイドライン」(大規模な集客施設や駅等の事業者が利用者保護を適切に行うための参考となる手順等を示したもの)
 - ・ 「駅前滞留者対策ガイドライン」(駅周辺の事業者や

	<p>においても、高齢者や障害者等の災害時要援護者用として最低限の備蓄品を配備することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行情報等の情報発信については、発災時にホームページへのアクセスが集中したことにより、サーバーに負荷がかかり、運行情報の更新が行えなかった経験を踏まえ、サーバーの能力強化等を図るとともに、万が一、ホームページが閲覧不能になった場合に備え、公式 Twitter アカウントによる運行情報の配信を平成 25 年 3 月より開始した。また、異常時案内ディスプレイ（LCD 型）を平成 25 年度に京成上野駅、京成船橋駅、成田空港駅等 6 駅に設置し、今後、設置駅を拡大、情報提供の充実を図ることとしている。 ・ 東北地方太平洋沖地震発生時、社内及び外部機関との通信が繋がりにくく、相互連絡に支障をきたしたため、衛星携帯電話の増備、JR 直通電話の新設を行った。また、各駅に区または市の防災無線を順次導入することにより、行政機関と迅速に連絡がとれるよう通信手段の整備を行っている。 	<p>学校等からなる駅前滞留者対策協議会を設置しようとする地方公共団体において、地域の行動ルールに基づき混乱を防止する共助の取組を円滑に実施する際の参考となる手順等の具体的な内容を示したもの）</p> <p>などが策定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この最終報告を踏まえ、鉄道事業者自ら取り組むことが可能な事項については、引き続き積極的・計画的に取り組むことが必要である。 ・ また、一時待機場所については利用者を円滑に誘導できるよう駅係員に周知徹底し、備蓄品については大規模災害発生時に容易に配布できるようにするとともに、適切な方法で管理することにより、大規模災害発生時に即応できる態勢を整えることを期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」の最終報告および各ガイドラインを踏まえ、鉄道事業者として帰宅困難者対策に自ら取り組むことが可能な事項について、積極的・計画的に取り組んでまいります。 ・ 一時待機場所については、円滑な誘導ができるよう、駅係員へ教育・訓練を行うと共に、沿線自治体との連絡・協力体制の整備に努めてまいります。また備蓄品については、容易に配布できるように適量を適切な方法で管理し、的確に配布できる体制の整備に努めてまい
--	---	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> 京成上野駅、京成小岩駅、京成船橋駅、京成千葉駅等において、関係地方自治体、警察、消防、周辺企業で構成される協議会に参加するとともに、駅構内から一時滞在施設への誘導、情報提供等を内容とした帰宅困難者対策訓練を実施するなどの対策を進めている。さらに、京成電鉄においては、協議会が設立されていない沿線自治体に対して、連携した取組みを積極的に働きかけることなど、帰宅困難者対策を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> さらに、京成電鉄においては、京成上野駅、船橋駅等で自治体、警察、消防、周辺事業者等を構成員とした協議会等に参加し、帰宅困難者対策を協議するとともに、協議会が設立されていない沿線自治体に対して、積極的に働きかけることにより、帰宅困難者対策を進めているところである。 今後とも、利用者の安全確保など鉄道事業者として取り組むべき事項については、積極的にその役割を果たすことが必要である。 	<p>ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも、旅客の安全確保が最優先であることを認識し、鉄道事業者として取り組むべき事項について、積極的に役割を果たしてまいります。 なお、業務監査の実施後、平成26年2月8日の大雪で19時30分より全線で運転を見合わせ、翌日9時37分に運転を再開するまでの間、駅に帰宅困難者が発生いたしました。その帰宅困難者に対し、自治体と連携しながら滞在施設等へ
--	---	---	--

			<p>誘導すると共に、駅舎・トイレ・駅停車中の列車を開放いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2月8日の大雪への対応を踏まえ、2月14日の大雪では9時45分に鉄道本部長を本部長とした災害対策本部を設置、安全確保に万全を期して全線で運行を継続いたしました。その結果、帰宅困難者は発生いたしませんでした。・ 今後とも、一時待機場所への円滑な誘導ができるよう駅係員へ教育・訓練を行うと共に、沿線自治体との連絡・協力体制の整備に努めてまいります。
--	--	--	---